

**コロナにまけるな！龍ヶ崎元気応援支援
「スーパープレミアムたつこの商品券」事業実施要項**

（目 的）

第1条 新型コロナウイルス感染拡大により、売り上げが低迷する事業者支援及び、地域における消費の喚起を図ることを目的として、スーパープレミアムたつこの商品券（以下、「商品券」という。）の発行及び取扱に関し必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この要項において、商品券とは、前条の目的を達成するために、龍ヶ崎市から交付金を受けて龍ヶ崎市商工会が販売する証票をいう。

（加盟店）

第3条 加盟店とは、龍ヶ崎市商工会が販売する商品券の取引を許可された事業所をいう。

（商品券の販売等）

第4条 龍ヶ崎市商工会は、龍ヶ崎市内に住民票がある者に対し、商品券を販売することができる。

- 1 商品券の一枚の額面は、1,000円券及び500円券とする。
- 2 商品券は一冊1万円で販売する。
- 3 商品券一冊の綴りは、1,000円券10枚と500円券4枚の14枚で、額面は1万2千円とする。（内、大型店で使用できるのは、1,000円券5枚と500円券2枚の6,000円となる。）
- 4 商品券の購入限度額は、1世帯あたり10冊10万円までとする。
- 5 商品券の返品はできないものとする。

（使用範囲）

第5条 商品券は、加盟店との取引においてのみ使用することができる

- 1 商品券の使用にあたっては、釣銭は出さない。

（使用期間）

第6条 商品券の使用期間は、令和2年10月20日（火）～令和3年2月28日（日）までとする。

(加盟店登録)

第7条 商品券事業の実施要項に同意し、加盟店登録申請を行うことにより、加盟店となることができる。

- 1 加盟店登録を行うには、加盟店登録申込書及び振込口座登録書を龍ヶ崎市商工会に提出する。
- 2 加盟店となった事業所は、以後、「商品券事業」を実施する場合、加盟登録を解除しない限りにおいて、その登録は継続されるものとする。

(加盟店登録の解除)

第8条 加盟店は、加盟店解除申請により加盟店登録を解除することができる。ただし、事業中途での解除はできないものとする。

(加盟店の義務)

第9条 加盟店は、リーフレット等を見やすいところに貼り、アンケート実施時にはこれに協力する。また、店舗外にのぼり旗を立ててPRに努めるものとする。

- 1 商品券を受取った場合は、再流通を防止するため、券面の一部分を破線にしたがって切り取るとともに、裏面の取扱店舗に社判を押すかボールペン等で加盟店名が判断出来るように記入する。
- 2 加盟店は、商品券を提示された場合、以下の処理を行うこととする。
 - ① 未使用であることの確認
 - ② 枚数の確認
 - ③ 提示された商品券の枚数が偽造でないことを確認する。偽造の場合は受取りを拒否することができる。
- 3 商品券と現金との交換はできないものとする。また、釣銭も出さないものとする。
- 4 商品券の盗難、紛失、滅失に対しては、商工会は責を負わない。
- 5 期限を過ぎた商品券は無効とする。
- 6 偽造券を発見した際は、受取を拒否し、直ちに龍ヶ崎市商工会に連絡を入れるものとする。
- 7 加盟店は、商品券の売買及び譲渡を行ってはならない。
- 8 以下のものは、利用対象にならないこととする。
 - ① 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いもの。
 - ② たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ。
 - ③ 国税、地方税、公共料金

(換 金)

第10条 加盟店は、次のとおり引換済みの商品券を換金する。

- 1 第9条第1項で処理した商品券は、10月20日(火)から毎週火曜日及び金曜日の午前9時から午後4時までの間、龍ヶ崎市商工会に換金請求書と共に提出する。
- 2 加盟店への支払いは、4営業日以内(但し、少額の場合はこの限りではない。)に指定口座への振込を原則とする。
なお、振込手数料は商工会が負担する。
- 3 換金の請求期限は、令和3年3月12日(金)とする。

(換金手数料)

第11条 加盟店は換金時に、換金手数料を負担しないものとする。

(帳 簿)

第12条 加盟店は、本事業に必要な帳簿を各自作成保管するものとする。

(商品券の事故)

第13条 商品券の事故等については、加盟店内の保管事故について加盟店での責を負う。また、抹消された事業所は、今後加盟店としての再登録はできないものとする。

(その他)

第14条 本要項に定めのないものについては、龍ヶ崎市商工会正副会長の決議をもって決定するものとする。

(付則)

本要項は令和2年7月1日から施行する。